

平成22年10月7日開催  
決算審査特別委員会資料

平成21年度

# 鳥取県公営企業会計決算審査意見書

概要版

平成22年8月

鳥取県監査委員

## はじめに

知事から、平成21年度鳥取県公営企業会計の決算が監査委員に対し審査に付され、監査委員6人が慎重に審査し、審査意見書を平成22年8月9日付けで知事に提出しました。その概要は次のとおりです。

### 第1 審査の概要

公営企業会計の決算審査の対象は、県営の電気事業、工業用水道事業、埋立事業及び病院事業の四会計であります。決算の審査に当たっては、知事から提出された決算及び決算附属書類について、

1 決算の計数は、正確であるか

2 決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか

などを重点に、地方公営企業法に定める「経営の基本原則」に基づいて、事業が経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されているかについて留意しながら、審査を実施しました。

### 第2 審査の結果

決算の計数は、関係諸帳簿、証書類及び出納取扱金融機関の証明と符合し正確であり、また、決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められました。

### 第3 審査の意見

各事業の運営に当たり配慮すべき事項として、審査意見を次のとおり付するの  
で、善処されたい。

#### 1 企業会計（電気事業、工業用水道事業、埋立事業）

##### （1）県営企業の現状

平成21年度の決算状況

電気事業は経常損益が1億1,702万円の利益となり前年度を上回っている。

工業用水道事業は経常損益が6,719万円の損失、埋立事業は経常損益が2,079万円の利益となっている。

全体の経常損益は7,062万円の利益となっている。

（単位：千円）

区 分	電気事業	工業用水道事業	埋立事業	合 計
経 常 損 益	117,028	67,198	20,793	70,623
特 別 利 益			2,586	2,586
特 別 損 失			77,551	77,551
当年度純損益	117,028	67,198	54,171	4,341
当年度未処分利益 剰余金（当年度未処理欠損金）	117,028	1,834,863	54,171	1,772,006

注 千円未満切り捨て。以下同じ。

企業局では、平成18年に策定した5か年を計画期間とした経営改善計画「鳥取県企業局の今後のあり方」に基づき、経営の改善に向けた取り組みが進められているところである。

また、次期経営計画の策定に向け平成21年11月に外部委員による「鳥取県公営企業の今後の方向性検討委員会」を設置し、「鳥取県企業局の今後のあり方」におけるコスト削減等の取り組みに対する業績評価及び次期計画に向けた提言を受けることとしている。

## (2) 電気事業

### ア 現状

(ア) 水力発電は、近年、渇水の影響により発電用の水の確保が難しく、供給電力量は目標に対し89.8%、電力料収入は、供給電力量の減少や売電単価の改定により目標に対し98.0%となっている。

区分	供給電力量(MWh,%)			電力料収入(千円,%)		
	目標	実績	率	目標	実績	率
平成21年度	159,459	143,154	89.8	1,707,573	1,672,982	98.0
平成20年度	160,838	138,467	86.1	1,793,895	1,718,152	95.8

(イ) 風力発電は風況が悪かったため、供給電力量、電力料収入ともに目標に対し89.7%となっている。

区分	供給電力量(MWh,%)			電力料収入(千円,%)		
	目標	実績	率	目標	実績	率
平成21年度	5,524	4,957	89.7	56,677	50,856	89.7
平成20年度	5,524	4,524	81.9	56,677	46,413	81.9

### イ 課題及び意見

中国電力との総括原価方式による電力需給基本契約を締結していることから、当面、経営の安定が見込まれている。

しかしながら、電力会社のコスト削減の取組みにより売電単価は引き下げられる傾向にあり、中国電力との需給(売電)契約における平成21年度及び22年度の売電単価は、10.71円/kWh と0.44円/kWh の引き下げとなったが、なお、全国的にも高い水準である。

一方で、施設・設備の更新等については今後も多額の費用が見込まれるため、引き続きコスト削減等に努められたい。

#### 新エネルギー導入の検討について

本県では「人と社会と自然との共生」をテーマに「環境立県」を掲げ、魅力ある豊かな自然環境を保全する活動を進めるとともに、地域

の安定的なエネルギーの供給と地球温暖化防止を図るため、新エネルギー（太陽光発電、風力発電、バイオマス利用など）の導入を促進しているところである。

企業局においても、県の取組みにあわせ小水力発電の導入を検討しているところであるが、事業の実施に当たっては採算性について十分な検証を行い取り組まれない。そのほかの新エネルギーについても、同様に採算性の検証を行いながら導入の可能性について検討されたい。

### （３）工業用水道事業

#### ア 現状

給水事業所数は１事業所増加し、契約給水量は微増となっている。

区 分	平成21年度	平成20年度	増 減
給 水 事 業 所 数	88	87	1
契約給水量 (m <sup>3</sup> /日)	60,400	60,100	300
年間総給水量 (m <sup>3</sup> )	14,830,751	16,478,376	1,647,625

#### イ 課題及び意見

工業用水道事業のあり方について

工業用水道の今後の厳しい需要見通しの下では、平成21年度末で約11億円ある運転資金が5年後には不足する見込みである。

最近の石州府工業団地や殿ダムに関連した鳥取地区の給水事業については、県議会の審議等一定の手続を経た上で、企業誘致に先行して工業用水道の設備投資を行ってきたところであるが、着手当時と比べ現在の経済情勢は大きく変化している。また、日野川地区の大口供給先企業の使用量の大幅な減少により、今後、一般会計からの借入金等が大きく増加していくことが見込まれる。

工業用水道事業は、利用企業も相当数あることから、今後とも継続して運営していく必要がある。

一方、平成14年度に実施された鳥取県包括外部監査において、「恒常的な赤字構造をそのままにして有利子負債である一般会計からの借

入に頼ることは、結果的には、さらに負担を増大させることになり、健全な財務運営を損なうものである」などとの指摘もあったところである。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく資金不足比率の審査によると、資金不足はなく、法に定める経営健全化基準を下回っている。これは、一般会計からの借入金等により資金不足を補っているためであるが、このことについて、必ずしも県民に明らかにされているとは言い難い。

については、事業の実態や決算の状況を広く県民に判りやすく明らかにするとともに、経済情勢や産業構造の変化を踏まえ、誘致企業の動向をにらみながら、工業用水道事業のあり方を再検討されたい。

#### (4) 埋立事業

##### ア 現状

埋立造成地	工場用地の状況
境港外港竹内地区	未売却285,904㎡(うち長期貸付121,624㎡)
境港外港昭和地区	ほぼ売却済み
米子港旗ヶ崎地区	
米子崎津地区	粗造成はほぼ完了。未売却244,993㎡

##### イ 課題及び意見

###### (ア) 境港外港竹内地区等について

境港外港竹内地区については、平成20年度から売却単価を見直し、実勢にあわせ従来の約半額に引き下げ、割賦販売制度や長期貸付制度を導入するなど有利な販売条件を整備し、県商工労働部及び県外本部と連携しながら、積極的な企業訪問等による販売活動を展開しているが、なお285,904㎡(うち、121,624㎡は長期貸付)が未売却となっている。

については、国際定期貨客船D B Sクルーズフェリーの就航、国際フェリーターミナルの整備や山陰初のリサイクルポートの指定に向

けた取組みなど明るい兆しがある中で関係機関との一層の連携を図り、早期売却に引き続き努められたい。

(イ) 米子崎津地区について

米子崎津地区は、種々の経緯を経て、平成11年3月に財団法人米子崎津地区開発促進公社（以下「崎津公社」という。）の解散に伴い、同公社から約24ha について全額36億5,676万円を一般会計から借入れることにより購入したものである。

利用の見通しが立たない中で、粗造成はほぼ完了しているが、事業に多額の経費をかけないオーダーメイド型の工業用地として、上下水道及び道路等のインフラも未整備のまま、恒久的な利用方策の目途が立たない状況で保有しているところである。

平成14年度の鳥取県包括外部監査の意見及び改善策においては、「崎津工業団地については、元々企業局の守備範囲ではないとの認識を確立し、土地利用については広い行政施策で対応すべき問題との見地から県一般行政へ移管すること。」と提言されたところである。

これに対し、知事が講じた措置として、「当面は、企業局の所管とし、工業用地としての利用を模索するが、併せて、県の知事部局においても、米子市等にも協力を求めながら、工業用地以外の利用の可能性とその際の所管について検討する。」としていたが、一向に進展していない状況である。

については、過去の経緯を踏まえた上で、企業誘致等のノウハウがあり、今後の利用が期待される電気自動車関連企業や対岸交流関連企業等に関わりの深い商工労働部が中心となって、幅広い視点から全庁的に多用途の利活用方策を検討されたい。

## 2 病院事業会計

### (1) 現状

#### 平成21年度の決算状況

中央病院の当年度純損益は、8年連続の黒字決算となっている。一方、厚生病院は、6年連続の赤字決算ではあるが、近年赤字幅は減少している。

病院事業全体では1億2,389万円の赤字決算となっている。

平成21年度末の累積欠損金は139億8,753万円に増加している。

(単位：千円)

区 分	中央病院	厚生病院	病院事業合計
経 常 損 益	222,835	256,775	33,939
当年度純損益	175,157	299,050	123,892
累 積 欠 損 金	8,527,914	5,410,105	13,987,532

県立病院が地域において、必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくために果たすべき役割の明確化及び経営の効率化等を目指して、平成21年1月に「県立病院改革プラン」(平成20年度～平成22年度)が策定された。

平成21年度は、改革プランの中間年にあたり、外部委員からなる鳥取県立病院運営評議会により各年度の検証・評価が行われている。

#### ア 中央病院

ここ数年来の重点課題として、医師をはじめとする医療従事者の確保・充実に努め、とりわけ看護体制の充実に取り組んだ結果、平成22年6月より10対1看護体制から7対1看護体制に移行し、医療サービスの向上及び医業収益の改善が期待されるところである。

平成18年10月から診療材料等一括購入方式(SPD)を導入するとともに、平成21年10月からは、医薬品も加えた一括購入方式を導入し、コスト管理の徹底等により費用削減に努めているところである。

イ 厚生病院

中央病院と同様、医療従事者、とりわけ看護師の確保に努めた結果、看護師不足などのため平成19年3月から閉鎖していた一病棟（50床）を平成21年7月から再開し、さらに、平成22年6月からは10対1看護体制から7対1看護体制に移行し、医療サービスの向上及び医業収益の改善が期待されるところである。

(2) 課題及び意見

県営病院事業として、診療機能の充実を図るとともに、一層の経営健全化を進めるためには、当面、次のことについて積極的に努力されたい。

ア 改革プランの達成について

改革プランのうち、最重要課題である医療従事者の定数確保については、おおむね充足したところであるが、看護師については、両病院とも若年の看護師が増えたことにより、産休・育休等による不足が予想されることから、引き続き医療従事者の確保に努められたい。

また、改革プランの主要経営指標についてもほぼ計画どおりの実績を上げているところであり、最終年度である平成22年度の目標達成に向けて引き続き努力されたい。

医療従事者の定数、現員状況

(H.22.6.1現在、単位：人)

区 分 病 院	医 師			看 護 師			医療技術員		
	定数	現員	欠員	定数	現員	欠員	定数	現員	欠員
中央病院	77	(0) 77	0	397	(17) 394	3	73	(10) 71	2
厚生病院	48	(1) 45	3	255	(6) 236	19	47	(6) 44	3

注1 現員欄の上段( )は、非常勤職員数(外書き)

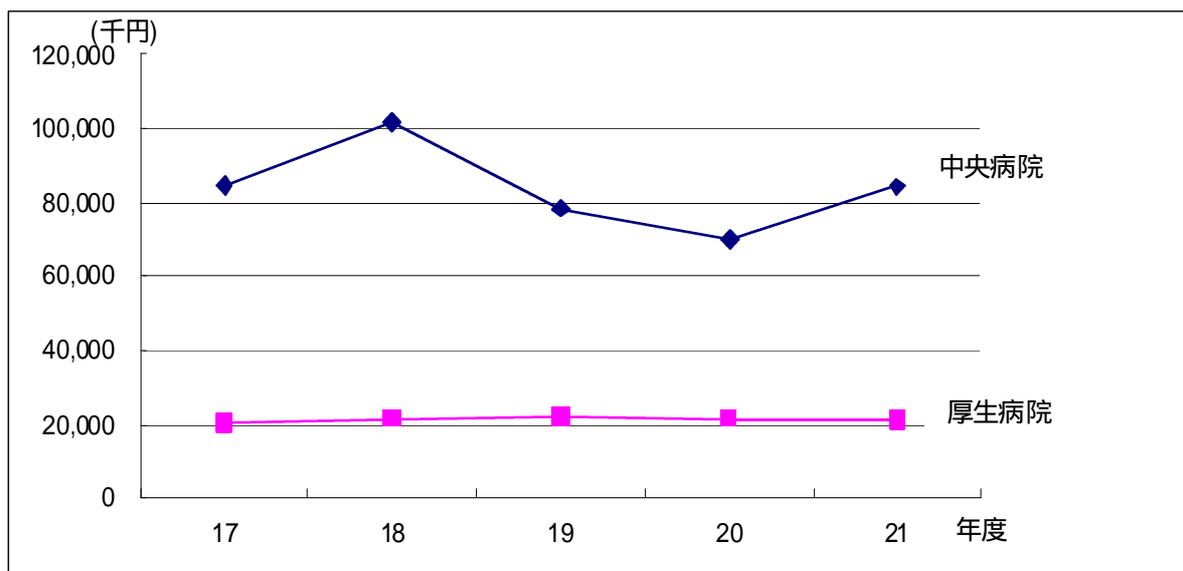
2 現員は、育休取得者、退職者、臨床研修医を除く。

## イ 未収金（患者自己負担滞納分）の縮減について

従来から臨戸徴収、来院時の支払督促、弁護士法人への債権回収業務委託などに取り組んでいるが、過年度分の患者自己負担分未収金は、厚生病院はほぼ横ばいの状態が続いており、中央病院では前年度に比べ1,416万円増加し、平成21年度末で両病院合わせて1億533万円と多額になっている。

については、診療費の患者自己負担分の未収金（滞納分）の原因を把握し、その分析をするとともに、他県の取組事例も参考にしながら、未収金の縮減に積極的に取り組まれない。

### 過年度分の患者自己負担分未収金の推移



(単位：千円)

年 度	17	18	19	20	21
中央病院	84,861	101,454	78,510	70,143	84,308
厚生病院	20,126	21,459	21,972	21,359	21,024
合 計	104,987	122,913	100,482	91,502	105,332

以上が、平成21年度公営企業会計決算の審査意見書の概要であります。